

審査基準整理票

処 分 名	国民健康保険移送費の支給		
根 拠 法 令 名	国民健康保険法	第54条の4	
基 準 法 令 名	国民健康保険法施行規則	第27条の10	
所 管 部 署	健康保険部(局) 保険年金課(室) 給付係		
標 準 処 理 期 間	90日	法定処理期間	日
<p>【審査基準】 ・文書の名称【 ・掲載図書等【療養費の支給基準 ・内 容 <input checked="" type="checkbox"/>全部記載 <input type="checkbox"/>一部・項目のみ記載</p> <p>国民健康保険移送費の支給に係る審査基準は、国民健康保険法施行規則第27条の9及び27条の10の規定に該当していることを基準とする。</p> <p>【根拠法令】 (移送費) 第54条の4 保険者は、被保険者が療養の給付（保険外併用療養費に係る療養及び特別療養費に係る療養を含む。）を受けるため病院又は診療所に移送されたときは、世帯主又は組合員に対し、移送費として、厚生労働省令の定めるところにより算定した額を支給する。</p> <p>2 前項の移送費は、厚生労働省令の定めるところにより保険者が必要であると認める場合に、支給するものとする。</p> <p>【基準法令】 (移送費の支給要件) 第27条の10 保険者は、次の各号のいずれにも該当すると認める場合に移送費を支給する。</p>			

- 一 移送により法に基づく適切な療養を受けたこと。
- 二 移送の原因である疾病又は負傷により移動することが著しく困難であつたこと。
- 三 緊急その他やむを得なかつたこと。

※ 審査基準の内容すべてを記載することができないときは、当該審査基準が記載された図書等の縦覧をもって代えることができる。